

第2回鈴鹿市交通安全対策会議

令和8年6月2日に開催されました鈴鹿市交通安全対策会議に配布した資料5
第5次鈴鹿市交通安全計画(素案)からの変更点は下記のとおりです。

1 交通安全対策会議委員からの意見			
No.	頁	変更前	変更後
1	7	第4章 重点課題 1 高齢者の安全確保 高齢者の自動車安全運転を支える対策については、身体機能の衰え等を補う技術の活用…	1 高齢者の安全確保 「高齢者の自動車安全運転を支える対策については、 身体機能や認知機能の衰え 等を補う技術の活用……」に修正しました。
2	15	③ 自転車の安全利用の推進 さらに、2026(令和8)年4月から交通反則通告制度(いわゆる青切符制度)が適用されたことから、制度の周知及び啓発に取り組めます。	●交通反則通告制度の周知・啓発 「2026(令和8)年4月から交通反則通告制度(いわゆる青切符制度)が適用されたことから、 自転車ルールブック等 を活用し、制度の周知及び啓発に取り組めます。」に修正しました。
3	6	2 個別目標 三重県では、自転車及び特定小型原動機付自転車*1の安全利用を促進し、	三重県では、「 三重県自転車安全利用条例(仮称) 」の令和8年度中の制定をめざしていく中で、自転車及び特定小型原動機付自転車*1の安全利用を促進し、」に修正しました。
4	10	第5章 今後推進すべき施策 1 道路交通環境の整備 また、こどもを交通事故から守り、高齢者や障がい者が安心して外出できる社会をつくるため、歩行者等を優先した道路交通環境の整備を推進します。	また、こどもを交通事故から守り、高齢者や障がい者が安心して外出できる社会をつくるため「 関係機関と連携して、歩行者・自転車利用者等を優先した 道路交通環境の整備を推進します。」に修正しました。
2 意見公募手続(パブリックコメント)			
No.	頁	変更前	変更後
1	7	第4章 重点課題 3 歩行者の安全確保 歩行者に対しては、道路を横断する際は横断歩道を渡ること	「歩行者に対しては、道路を横断する際は 手を上げて渡る意思を示し 、横断歩道を渡ること」に修正しました。

第 2 回鈴鹿市交通安全対策会議

3 市議会全員協議会での意見			
No.	頁	変更前	変更後
1	15	③自転車の安全利用の推進	箇条書きに修正しました。
4 その他			
No.	頁	変更前	変更後
1		第5次鈴鹿市交通安全計画 (素案)	第5次を削除し、鈴鹿市交通安全 計画(案)に変更しました。
2	1	第 1 章 計画の基本的な考 え方 4 進行管理	計画全体の構成を 5 章から 6 章 に変更し、P19 第 6 章 計画の効 果的な推進のために 1 進行管理 に移動しました。
3	8	4 自転車利用者の安全確保 ・いわゆる「青切符」が適用され ることとなりました。 ・自転車の基本的なルールの周 知を図る	4 自転車 ~~の~~ 安全確保 ・「いわゆる「青切符」の適用や、自動 車の自転車保護義務が強化されまし た。」 ・「自転車の基本的なルールや、自動 車運転者に対して、自転車利用者の 保護に対しても周知を図る」 に修正しました。
4	14	(2)交通安全運動の推進 交通安全運動出発式の写真	新しい写真に差し替えました。